

福祉サービス第三者評価のご案内

サービスの質の確保と向上を目指して



特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

〒850-0045 長崎県長崎市宝町5番5号 HACビル内

TEL 095-841-8008

E-Mail info@npo-fukushi.net

特定非営利活動法人

福祉総合評価機構



第三者評価事業とは

第三者評価事業ってなに？

社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業のことをいいます。

目的はなに？

- 個々の事業者が事業運営における問題点を把握しサービスの質の向上に結びつける。
- 利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目指す。

取り組む意義は？

保育園にとっては

第三者評価に取り組むことによって、自ら改善点を把握しサービスの質の向上につなげるきっかけとなります。

保護者にとっては

自分が利用している保育園のサービスの状況を把握したり、他と比較して利用する選択の目安にすることができます。また保育園自ら改善点に気づき取り組むことで、園児や保護者はよりよいサービスを受けられるため、結果として利用者が安心できて笑顔になる事業であるといえます。

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構評価者とは

- 長崎県の評価者要件を満たす評価者で構成しています。
- 会社経営者、会計、税務、保育、福祉、医療などの専門家です。
- 子育て経験のある一般市民的な視点を持つ評価者です。
- 私たちは、独自に福祉サービス第三者評価の保育所評価のみの研修を実施し、保育所の評価について評価者の質の向上に努めています。



第三者評価は

行政指導監査ではありません。

児童福祉法や行政通知などと照合して指導指摘するものではなく、「保育所保育指針」を基本に保育の内容や園長、職員の仕事に取り組む姿勢、園児の観察などから質の評価を行うものです。

評価者の主觀的な評価が下されるものではありません。

評価者は長崎県福祉サービス第三者評価養成研修を受講し認定された者であり、客觀的事実の把握と冷静な観察力を備え、評価基準について十分に理解し、評価にあたります。

計画と事実との整合性が問われます。

年間計画や指導計画でたくさんの計画が作られますが現場で行われている事実が合っているか、本当にしているのかを記録やヒヤリングから評価します。

園のお考えや取り組みを積極的にアピールしてください

評価者は資料や聞き取りから客觀的に評価しますが、限られた時間内で、より園の実態に近い姿を把握するためには、保育園側のご協力も不可欠です。園の取り組みや、その背景にある園のお考え（理念・方針）を積極的に評価機関にお知らせください。

長崎県が定める評価項目と評価基準に基づいて評価を行います。

評価調査は、長崎県の定める基準に基づいて行います。長崎県の評価項目数は
福祉サービス共通評価基準53項目
保育所個別評価基準24項目
あわせて77項目となっています。

第三者評価事業、受審の流れ

受審の標準的な流れ

第三者評価受審までは、以下の図のような流れになります。契約締結から評価結果報告までの期間はおおよそ3ヶ月です。この期間は自己評価の提出と受審日までの日数などによって変わります。契約締結後は自己評価作成に向けて職員の皆さんと一緒に取り組みましょう。また保護者の方々にアンケートの協力をお願いしましょう。訪問調査の日は普段と変わらない保育現場であることが大切です。調査日だけ特別な日にならないようにしましょう。評価結果報告が届いたら、よりよいサービスの質の向上に結びつく項目を職員の方々にも知らせ、全員で取り組みましょう。

